

# 参 考 资 料

## 第1 平成23年度予算(案) 事項別内訳

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

事 項	平成22年度	平成23年度	対前年度	備 考
	予 算 額	予 算(案)	増 減 額	
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	36,829,566	33,149,724	▲ 3,679,832	
(項) 厚生労働本省共通費	4,321	3,880	▲ 441	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	4,321	3,880	▲ 441	
(項) 遺族及留守家族等援護費	32,991,682	28,754,086	▲ 4,237,596	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	32,991,682	28,754,086	▲ 4,237,596	
援護審査会経費	1,578	1,487	▲ 91	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	31,256,637	27,187,899	▲ 4,068,738	援護年金の支給 31,132百万円 → 27,060百万円
戦傷病者特別援護経費	842,975	662,322	▲ 180,653	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 (しよけい館の運営費) 166百万円 → 164百万円
				2 医療費の支給 515百万円 → 394百万円
				3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 29,400円 → 29,400円 ・葬祭費 単価 201,000円 → 201,000円
未帰還者留守家族等援護経費	49,743	25,293	▲ 24,450	葬祭料 単価 201,000円 → 201,000円
未帰還者に関する特別措置経費	643	531	▲ 112	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の支給事務に必要な経費	384,083	435,003	50,920	戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給 (支給事務に要する経費等) 0 → 43百万円
昭和館等に係る経費	456,023	441,551	▲ 14,472	昭和館運営費 443百万円 → 429百万円
(項) 戦没者慰霊事業費	1,402,206	2,233,658	831,452	
戦没者遺骨処理等諸費	873,656	1,766,271	892,615	※平和を祈念するための硫黄島特別対策事業 1,160百万円
				1 遺骨帰還関連事業 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④パラオ ⑤インドネシア ⑥インド ⑦沖縄 ⑧硫黄島 ⑨モンゴル ○旧ソ連地域(⑩ザバイカル地方 ⑪アムール州 ⑫沿海地方 ⑬イルクーソク州)
				2 慰霊巡拝 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④パラオ ⑤インドネシア ⑥中国 ⑦モンゴル ⑧硫黄島 ○旧ソ連地域(⑨ノボロフスク地方 ⑩沿海地方 ⑪アムール州 ⑫グルジア)
				3 慰霊碑の補修等
				4 遺骨・遺留品の伝達
				5 戦没者遺骨に係るDNA鑑定
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	528,550	467,387	▲ 61,163	1 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 334百万円 → 283百万円 (14地域) (14地域+3地 域) うち、洋上慰霊経費(22年度限り) 154百万円 → 0
				2 千島ヶ淵戦没者墓苑納骨経費 58百万円 → 47百万円

事 項	平成22年度 予 算 額	平成23年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
(項) 中国残留邦人等支援事業費	2,066,952	1,848,245	▲ 218,707	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	2,060,013	1,848,245	▲ 211,768	
中国残留邦人等に対する生活支援	966,168	809,605	▲ 156,563	・酒類の老齢基礎年金等支給のための保険料の追納 403百万円 → 301百万円
定着自立援護	479,353	462,481	▲ 16,872	・「支援・相談員」の配置 502百万円 → 446百万円
帰国受入援護	562,539	534,061	▲ 28,478	・永住帰国見込世帯人員 26世帯99人 → 22世帯 82人
身元調査等	51,953	42,098	▲ 9,855	・一時帰国見込世帯人員 137世帯235人 → 127世帯 222人
北朝鮮在住日本人配偶者の故郷訪問事業に必要な経費	6,939	0	▲ 6,939	・訪中調査対象孤児数 34人 → 24人
(項) 恩給進達等実施費	364,395	309,855	▲ 54,540	・訪日調査対象者数 5人 → 4人
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	364,395	309,855	▲ 54,540	
資料整備諸費	298,977	255,860	▲ 43,117	1 援護関係資料の移管・整備の促進等 192百万円 → 255百万円
援護関係人事等資料の保存・継承に関する検討経費	1,152	1,152	0	2 画像情報検索システム改修経費(22年度限り) 104百万円 → 0百万円
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	4,268	3,377	▲ 891	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	59,998	49,466	▲ 10,532	

社会・援護局(社会)計上分	9,310,936	9,657,983	347,047	
(項) 生活保護費	8,749,409	9,190,044	440,635	
中国残留邦人等に対する生活支援	8,749,409	9,190,044	440,635	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	561,527	467,939	▲ 93,588	
中国残留邦人等に対する生活支援	561,527	467,939	▲ 93,588	・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成22年度 予 算 額	平成23年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	46,140,492	42,807,707	▲ 3,332,785	
社会・援護局(援護)計上分	36,829,556	33,149,724	▲ 3,679,832	
社会・援護局(社会)計上分	9,310,936	9,657,983	347,047	

## (参考) 平成23年度予算(案) 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	平成22年度 予 算 額	平成23年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	1,184,203	1,134,775	▲ 49,428	
(項) 遺族及留守家族等援護費	448,103	460,842	12,739	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	443,239	455,978	12,739	
(目細)戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	71,627	68,749	▲ 2,878	
(目細)留守家族等援護事務委託費	32,959	32,317	▲ 642	1 留守家族等援護 124千円 2 未帰還者特別措置 166千円 3 戦傷病者特別援護 32,027千円
(目細)特別給付金等支給事務委託費	338,653	354,912	16,259	
(目)遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,864	4,864	0	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	12,354	17,790	5,436	
(目)旧軍関係等調査事務等委託費	6,230	3,187	▲ 3,043	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	6,230	3,187	▲ 3,043	
(目)遺骨収集等委託費	6,124	14,603	8,479	沖縄県
(項) 中国残留邦人等支援事業費	678,844	620,776	▲ 58,068	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	678,844	620,776	▲ 58,068	
(目細)特別給付金等支給事務委託費	439	439	0	
(目細)引揚者等援護事務委託費	678,405	620,337	▲ 58,068	「支援・相談員」の配置 445,916千円
(項) 恩給進達等実施費	44,902	35,367	▲ 9,535	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	44,902	35,367	▲ 9,535	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	9,069	5,462	▲ 3,607	
(目細)旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	35,833	29,905	▲ 5,928	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 26,634千円 2 戦没者叙勲等進達関係 3,271千円

事 項	平成22年度 予 算 額	平成23年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	9,310,936	9,657,983	347,047	
(項) 生活保護費	8,749,409	9,190,044	440,635	
(目)生活保護費等負担金	8,749,409	9,190,044	440,635	
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	8,749,409	9,190,044	440,635	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	561,527	467,939	▲ 93,588	
(目)セーフティネット支援対策等事業費補助金	561,527	467,939	▲ 93,588	・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成22年度 予 算 額	平成23年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	10,495,139	10,792,758	297,619	
社会・援護局(援護)計上分	1,184,203	1,134,775	▲ 49,428	
社会・援護局(社会)計上分	9,310,936	9,657,983	347,047	

## 第2 平成23年度 援護関係主要行事予定表（案）

主 要 行 事	23年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24年1月	2月	3月
[式 典]												
千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式		○(30日)										
全国戦没者追悼式					○(15日)							
援護事業功労者厚生労働大臣表彰									○(上旬)			
[慰霊事業]												
遺 骨 帰 還		← →										
慰 霊 巡 拝		← →										
遺 骨 伝 達	←											→
[中国孤児等対策]												
全国担当者会議		○										
孤児情報公開（肉親情報収集）						← 未定 →						
訪日対面調査								← 未定 →				
[事務打合せ等会議]												
援護システム操作研修会	○											
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の 施行事務打合せ会		← 調整中 →										
援護関係施行事務研修会			○									
援護事務主管課長会議												○(上旬)

# 第3 昭和館について

昭和館は戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世に伝えるための国立の施設です。(平成11年3月開設)

7階	常設展示室(戦中の人々の暮らし)
昭和10年頃から昭和20年(終戦)までの戦中における国民生活を伝える実物資料を展示	
6階	常設展示室(戦後の人々の暮らし)
昭和20年(終戦)から昭和30年頃までの戦後における国民生活を伝える実物資料を展示	
5階	映像・音響室
当時の記録写真、映像、ニュース映画、SPLレコード等を収集コンピュータで検索して視聴できる。	
4階	図書室
当時の国民生活を中心とした図書・雑誌を収集様々な目的に応じて、検索、閲覧ができる	
3階	会議室
2階	広場
特別企画展などを開催 憩いの場	
1階	懐かしのニュースシアター
戦中・戦後の国民生活を再現する当時のニュース映画を毎日上映(番組は毎週変更)	

特別企画展等(平成11年から毎年開催)	
平成22年3月～5月	館蔵名品展～版画に描かれた昭和の風景～
平成22年7月～8月	終戦65周年記念 銃後の人々と、その戦後～出征遺家族の資料を中心として～
平成22年12月～平成23年3月	石川光陽写真展(東京ステーションギャラリーとの共催)
平成23年3月～5月(予定)	ポスターに見る戦中・戦後(仮)
巡回特別企画展(平成13年から毎年開催)	
平成22年10月16日～24日	語り伝えたい戦中・戦後の暮らし(三重県)
平成22年10月30日～11月7日	語り伝えたい戦中・戦後の暮らし(山形県)
平成23年10月(予定)	愛媛県・山口県

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1
開館時間	10:00～17:30 (入館17:00まで)
休館日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
アクセス	地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	<a href="http://www.showakan.go.jp">http://www.showakan.go.jp</a>

# 第4 しょうけい館 について

## ●設置目的

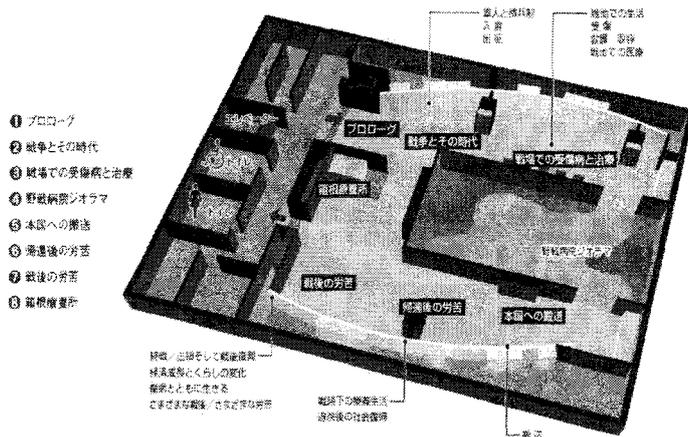
しょうけい館は、戦傷病者とそのご家族等の戦中・戦後に体験したさまざまな労苦についての証言・歴史的資料・書籍・情報を収集、保存、展示し、後世代の人々にその労苦を知る機会を提供する国立の施設です。(平成18年3月開設)

## ●事業の概要

- 1 展示事業 2 図書映像資料等閲覧事業 3 関連情報提供事業

### 《常設展示について》

体験者の証言を基に戦場で負傷したある兵士の足跡を辿る形で戦傷病者とその家族の労苦をお伝えします。



戦場スケッチ

### 《企画展について》

常設展示とは違った視点や内容等により、夏と春には企画展を開催し、それ以外の期間にはしょうけい館にて新規に制作した証言映像を中心とした企画上映会を開催しています。

企画展	
平成22年3月～5月	あふれる想い、伝える言葉～戦傷病者とその家族等が綴る体験記展～
平成22年7月～9月	昭和の夫婦～“戦傷病者の妻”が生きた時代～
平成23年3月～5月(予定)	ひたすらに、ひたむきに生きて半世紀 -戦傷病者とその家族が語る人生の歩み-(仮)

企画上映会	
平成22年9月～12月	新収録映像企画上映会
平成23年9月(予定)	新収録映像企画上映会(仮)

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-5-13共同ビル
開館時間	10:00～17:30(入館は午後17:00まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
ア ク セ ス	地下鉄「九段下」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://www.shokeikan.go.jp">http://www.shokeikan.go.jp</a>

## 第5 戦傷病者特別援護法関係統計表

項目	援護の内容	摘要
1 戦傷病者手帳の交付（第4条）	軍人軍属等で公務上の傷病により一定程度の障害を有する者等に交付	交付人員 29,673人 (平成22年4月1日現在)
2 療養の給付又は療養費の支給（第10条、第17条）	公務上の傷病につき療養を必要とする者に給付（支給）	療養患者数 718人 (平成22年4月1日現在)
3 療養手当の支給（第18条）	1年以上の長期入院患者で傷病恩給等の年金を受けていない者に支給（月額29,400円）	受給者 2人 (平成22年4月1日現在)
4 葬祭費の支給（第19条）	療養の給付を受けている者が死亡した場合にその遺族に支給（201,000円）	支給件数 18人 (平成21年度)
5 更生医療の給付（第20条）	職業能力等の回復、向上のための手術が必要な者に給付	給付件数 0件 (平成21年度)
6 補装具の支給及び修理（第21条）	一定程度以上の障害を有する者に義肢、車椅子等を支給（修理）	支給修理件数 341件 (平成21年度)
7 国立保養所への収容（第22条）	重度戦傷病者の国立保養所への収容	入所者数 0人 (平成22年4月1日現在)
8 旅客会社等の乗車船についての無賃取扱い（第23条）	障害の程度により一定回数の旅客会社等の乗車船について無賃扱いにする（予算措置は国土交通省）	乗車券引換証交付人員 14,874人 (平成21年度)
9 戦傷病者相談員（第8条の2）	戦傷病者の生活等の相談に応じ、援護のために必要な指導を行う（謝金 年額25,100円）	戦傷病者相談員数 811人 (平成22年5月25日現在)

## 第6 中国残留邦人等の数

### (1) 中国残留邦人の状況 (平成23年2月1日現在)

#### ア 孤児の肉親調査

孤児総数 2, 816人

うち身元判明者 1, 283人

#### イ 永住帰国の状況

永住帰国者の総数 6, 656人 (家族を含めた総数 20, 816人)

うち孤児 2, 551人 ( " 9, 364人)

うち婦人等 4, 105人 ( " 11, 452人)

(注) 孤児世帯の中に夫婦とも孤児の者が4世帯いるので、帰国世帯数は、孤児2, 547世帯、婦人等4, 105世帯、計6, 652世帯である。

#### ウ 一時帰国の状況

一時帰国の延人数 5, 799人 (家族を含めた総数 9, 684人)

うち孤児 1, 285人 ( " 2, 521人)

うち婦人等 4, 514人 ( " 7, 163人)

(注) 一時帰国者の中には、

再一時帰国者 1, 517人 (孤児463人) が含まれている。

### (2) 樺太等残留邦人の状況 (平成23年2月1日現在)

#### ア 永住帰国の状況

永住帰国者の総数 97人 (家族を含めた総数 244人)

うち樺太 78人 ( " 199人)

うち旧ソ連本土 19人 ( " 45人)

(注) 永住帰国者世帯の中には、残留邦人である親族が5人いるので、残留邦人の帰国世帯総数は92世帯である。

#### イ 一時帰国の状況

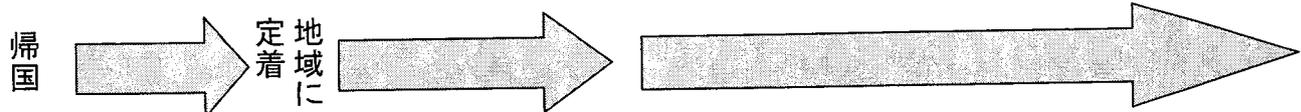
一時帰国の延人数 1, 944人 (家族を含めた総数 2, 703人)

うち樺太 1, 720人 ( " 2, 328人)

うち旧ソ連本土 224人 ( " 375人)

(注) 一時帰国者の中には、再一時帰国者1, 453人が含まれている。

# 第7 中国残留邦人等に対する支援策のフローチャート



**研修施設での支援**

<p><b>中国帰国者定着促進センター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎帰国後 6ヶ月</li> <li>◎入所施設</li> <li>◎集団指導で             <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語教育</li> <li>・生活指導</li> <li>・就職相談</li> </ul> </li> <li>等</li> </ul>	<p><b>中国帰国者自立研修センター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎定着後 8ヶ月</li> <li>◎通所施設</li> <li>◎事業内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語指導</li> <li>・生活指導</li> <li>・就職相談</li> </ul> </li> <li>等</li> </ul>	<p><b>中国帰国者支援・交流センター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎永続的に利用可能</li> <li>◎通所施設</li> <li>◎事業内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労に結びつくような日本語習得支援</li> <li>・生活相談や帰国者同士などの交流支援</li> <li>・各地のボランティアの活動情報の収集と提供</li> </ul> </li> <li>等</li> </ul>
--	---	--



**地域での支援**

- ◎地域における多様なネットワークを活用し、地域で安定して生活できる環境を構築する。
- ◎地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業
  - ・地域住民の理解を得るための研修会開催に必要な経費の補助
  - ・地域住民や中国残留邦人等の調整を行う者(支援リーダー)の活動費補助等
- ◎身近な地域での日本語教育支援
  - ・地域ボランティアが実施する日本語教室に対する助成
  - ・民間日本語学校利用時の受講料補助等
- ◎自立支援通訳、自立指導員等の派遣費用の補助
- ◎中国帰国者等への地域生活支援プログラムの実施

**生活支援**

<p><b>満額の老齢基礎年金等の支給</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても追納を認める。</li> <li>・追納に必要な額は全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金等を支給。</li> </ul>
<p><b>補完する支援給付</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満額の老齢基礎年金相当額を、収入認定除外</li> <li>・厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収入認定除外</li> <li>・住宅費、医療費等も個々の世帯に応じて支給</li> <li>・中国語等のできる支援・相談員の配置</li> </ul>

## 第8 中国帰国者定着促進センター、中国帰国者自立研修センター及び中国帰国者支援・交流センター一覧

平成23年2月1日現在

### ○中国帰国者定着促進センター（1カ所）

名 称	場 所	開 設 年 月 日
中国帰国者定着促進センター	〒359-0042 所沢市並木6-4-2	昭59.2.1

### ○中国帰国者自立研修センター（2カ所）

東京都中国帰国者自立研修センター	〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1 東京都セントラルプラザ5階 東京都社会福祉協議会内	昭63.7.1
大阪府中国帰国者自立研修センター	〒533-0024 大阪市東淀川区柴島3-10-19	昭63.6.1

### ○中国帰国者支援・交流センター（7カ所）

名 称	場 所	開 設 年 月 日
北海道中国帰国者支援・交流センター	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7-1 北海道社会福祉総合センター3階	平19.8.1
東北中国帰国者支援・交流センター	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館	平19.8.1
中国帰国者支援・交流センター	〒110-0015 台東区東上野1-2-13 カーニブレイス新御徒町6階	平13.11.1
東海・北陸中国帰国者支援・交流センター	〒461-0014 名古屋市東区榑木町1-19 日本棋院中部会館6階	平18.9.1
近畿中国帰国者支援・交流センター	〒530-0026 大阪市北区神山町11-12	平13.11.1
中国・四国中国帰国者支援・交流センター	〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	平18.9.1
九州中国帰国者支援・交流センター	〒810-0044 福岡市中央区六本松1-2-22 福岡県社会福祉センター内	平16.6.1

## 第9 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移

(平成23年2月1日現在)

### 1 集団による訪日調査によるもの

区 分 (実施時期)	訪日人員	うち判明	判明率
第1次 (昭56.3)	47人	30人	63.8%
第2次 (昭57.2~3)	60	45	75.0
第3次 (昭58.2~3)	45	25	55.6
第4次 (昭58.12)	60	37	61.7
第5次 (昭59.2~3)	50	27	54.0
第6次 (昭59.11~12)	90	39	43.3
第7次 (昭60.2~3)	90	39	43.3
第8次 (昭60.9)	135	41	30.4
第9次 (昭60.11~12)	135	34	25.2
第10次 (昭61.2~3)	130	34	26.2
第11次 (昭61.6)	200	80	40.0
第12次 (昭61.9)	200	64	32.0
第13次 (昭61.10~11)	100	33	33.0
第14次 (昭61.12)	42	15	35.7
第15次 (昭62.2~3)	104	28	26.9
昭62-1 (昭62.11)	50	10	20.0
昭62-2 (昭63.2~3)	50	13	26.0
昭63-1 (昭63.6~7)	35	12	34.3
昭63-2 (平元.2~3)	57	9	15.8
平成元年 (平2.2~3)	46	12	26.1
平成2年 (平2.11~12)	37	4	10.8
平成3年 (平3.11~12)	50	6	12.0
平成4年 (平4.11~12)	33	4	12.1
平成5年 (平5.10~11)	32	5	15.6
平成6年 (平6.11~12)	36	5	13.9
平成7年 (平7.10~11)	67	7	10.4
平成8年 (平8.10~11)	43	4	9.3
平成9年 (平9.10)	45(1)	3	6.8
平成10年 (平10.11)	27	5	18.5
平成11年 (平11.11)	20	2	10.0
計	2116(1)	672	31.8

注：( )内の1人は、訪日後、日本人孤児を取り消された者で内数

### 2 訪日対面調査によるもの

区 分	情報公開人員	うち判明	判明率
平成12年 (平12.11)	20人	3人	15.0%
平成13年 (平13.11)	20	4	20.0
平成14年 (平14.11)	6	1	16.7
平成15年 (平16.2)	10	1	10.0
平成16年 (平16.11)	12	1	8.3
平成17年 (平17.11)	5	0	0.0
平成18年 (平18.11)	7	0	0.0
平成19年 (平19.11)	4	1	25.0
平成20年 (平20.11)	3	1	33.3
平成21年 (平21.11)	1	0	0.0
平成22年	0	0	0.0
計	88	12	13.6

## 第10 中国残留邦人等に対する支援給付施行事務監査実施計画

業務の流れ	実施時期	概 要	備考
1 事前協議 資料提出	4月8日(予定)	事前協議用資料の提出	
2 実地監査 候補地 選 定	4月中旬以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地監査候補地(19都道府県市程度)を選定</li> <li>・実地監査候補地との事前協議を実施し、監査対象実施機関の選定及び監査日程等の仮調整を行う</li> </ul> (事前協議は電話・メールによるが、必要に応じてヒアリングを実施)	
3 監査実施 計画通知 発 出	5月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年度の実地及び書面監査実施計画の通報</li> <li>・書面監査資料の提出依頼(各ブロック毎に第2四半期から第4四半期の間に提出期限を設定)</li> </ul>	
4 実地監査 実施通知 発 出	実地監査実施の 約2ヶ月前	実地監査対象都道府県・指定都市本庁へ実地監査実施の通報	
5 書面監査 資料提出	第2四半期 ～ 第4四半期	書面監査対象都道府県及び指定都市は、各ブロック毎の提出期限までに書面監査用資料を提出	
6 実地監査 事前準備	実地監査実施 2週間前	実地監査対象都道府県及び指定都市は実地監査資料を提出	
7 実地監査 実 施	実地監査期間 (3日間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地監査対象都道府県・指定都市本庁並びに実施機関においてヒアリングを実施</li> <li>・実施機関についてはケース検討も実施</li> <li>・監査講評</li> </ul>	
8 監査結果 通 知 発 出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地監査実施後 1ヶ月半以内</li> <li>・書面監査実施後 2ヶ月以内</li> </ul>	実地及び書面監査結果通知の発出	
9 是正改善 結果報告	監査結果通知後 2ヶ月以内	実地及び書面監査結果通知に対する是正改善結果報告書の提出	
10 監査結果 報 告 提 出	翌年度5月末	実地及び書面監査の結果について、所定の様式において厚生労働省へ報告	

## (参考) 都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要

### 1 実地監査について

#### (1) 監査事前打ち合わせ会

各支援給付実施機関から本庁へ提出された資料に基づきヒアリング等を行い、今年度に実地監査を行う実施機関の調整を行う。

#### (2) 監査対象実施機関の選定

①上記(1)の打ち合わせ会の結果を踏まえ、管内実施機関の動向、前年度実施した指導監査結果報告書等を参考に実地監査対象実施機関を選定する。

なお、実施機関の負担を考慮し、選定の際には同一年に会計検査院の実地検査対象実施機関等との重複は避けることが望ましい。(選定時に判明している場合)

②実地監査対象実施機関を選定し、監査計画(案)を作成の上、上司と協議するなどして決定する。

③決定後、実地監査対象実施機関へは、電話により監査日程等を連絡しておくこと資料要求等がスムーズに進む。

#### (3) 監査実施通知の発出

監査計画を基に監査実施通知を作成し、実地監査対象実施機関へは監査2ヶ月前までに実施機関へ通知する(資料提出期限は監査2週間前)。

書面監査対象実施機関へは、資料提出期限を決め、通知する。

#### (4) 事前準備

①ヒアリング資料の作成

②実地監査時に必要な資料

実施監査時に必要な資料を一覧にして、事前(概ね監査1週間前まで)に実施機関へ連絡し、実地監査がスムーズに進むよう努める。

③ケース検討予定表

事前に実施機関から中国残留邦人等の世帯種別ケース番号一覧表の資料を徴収し、ケース検討予定表を作成する。ケース数は10ケースを目途とし、10ケースに満たない場合は、すべてのケースについて検討を行うこと。

なお、初日に行うケース検討予定表のみを監査実施前日の午後に連絡する。

#### (5) 指導監査の実施

①「支援給付施行事務監査にかかる資料」に基づきヒアリングを実施

(必要な証拠書類はコピーを依頼する。)

②ケース検討票を作成し、ケース検討を実施

(ケース検討が複数日にわたる場合は、翌日のケース検討予定表のみを午後に連絡する。)

③ケース検討の確認

(文書指示、口頭指示等の整合性、未記載事項の確認を行い、訂正等があれば必ず

ケース担当者へ連絡する。ケース検討日が1日の場合は、当日の時間内に行う。）

④必要に応じて実地調査を実施

（実施機関と相談しながら訪問可能な世帯へ実地調査を行うかを検討する。）

⑤ケース検討票の集計

⑥集計後、講評原稿の作成

⑦実施機関講評前打合せ

（実施機関側との意見調整を行う。）

⑧実施機関講評

（是正改善内容は具体的に説明するよう努める。）

※必要に応じて実施機関側と意見交換会を行う。

<各実施機関で整理しておく必要がある帳簿類>

- ・ 面接受付簿
- ・ 面接相談記録簿
- ・ 支援給付申請受理簿
- ・ 課税調査結果の処理に関する記録
- ・ 返還金、徴収金に関する収入整理簿、債権管理簿
- ・ 医療券交付処理簿
- ・ 通院台帳、頻回受診者指導台帳
- ・ 移送費管理記録簿
- ・ 介護券交付処理簿
- ・ 介護給付費公費受給者別一覧表 等

(6) 監査結果報告書、復命会

監査結果報告書（復命書）を作成し、復命会を開催する。

（復命会は、監査実施機関に対する指導指示事項について、組織決定をする場であると同時に、各監査担当者が共通認識を形成し、実質的な監査基準の統一化、資質向上の場として機能を持っていることに留意のこと。）

また、復命会では評価事例、先進事例も紹介し、他の実施機関にも監査等を通じて紹介できるようにする。

(7) 監査結果通知

復命会終了後、速やかに実施機関へ通知する（監査日より1ヶ月半以内が目安）。

なお、是正改善事項がある場合は、結果通知発出後、2ヶ月以内を目安に報告書を提出させる。

(8) 是正改善結果報告

監査結果通知にて、是正改善事項があった場合は、改善状況を審査し、改善状況が不十分と思われる場合は、報告書の再提出等を指導すること。

(9) 指導台帳の整理

当該年度に実施した監査結果を整理する。

## 2 書面監査について

### (1) 監査実施通知の発出

実地監査を行わないこととなった実施機関に対し、書面監査の監査実施通知を発出し、監査資料の提出期限を知らせる。

### (2) 指導監査の実施

実施機関より提出された監査資料の内容確認、必要に応じて電話等での聞き取りや書面による講評を行う。

### (3) 監査結果報告書の作成

監査結果報告書を作成し、実施機関に対する指導指示事項について、組織決定をする。

### (4) 監査結果通知

監査結果報告書作成後、速やかに実施機関へ通知する（提出期限より2ヶ月以内が目安）。

なお、是正改善事項がある場合は、結果通知発出後、2ヶ月以内を目安に報告書を提出させる。

### (5) 是正改善結果報告

監査結果通知にて、是正改善事項があった場合は、改善状況を審査し、改善状況が不十分と思われる場合は、報告書の再提出等を指導すること。

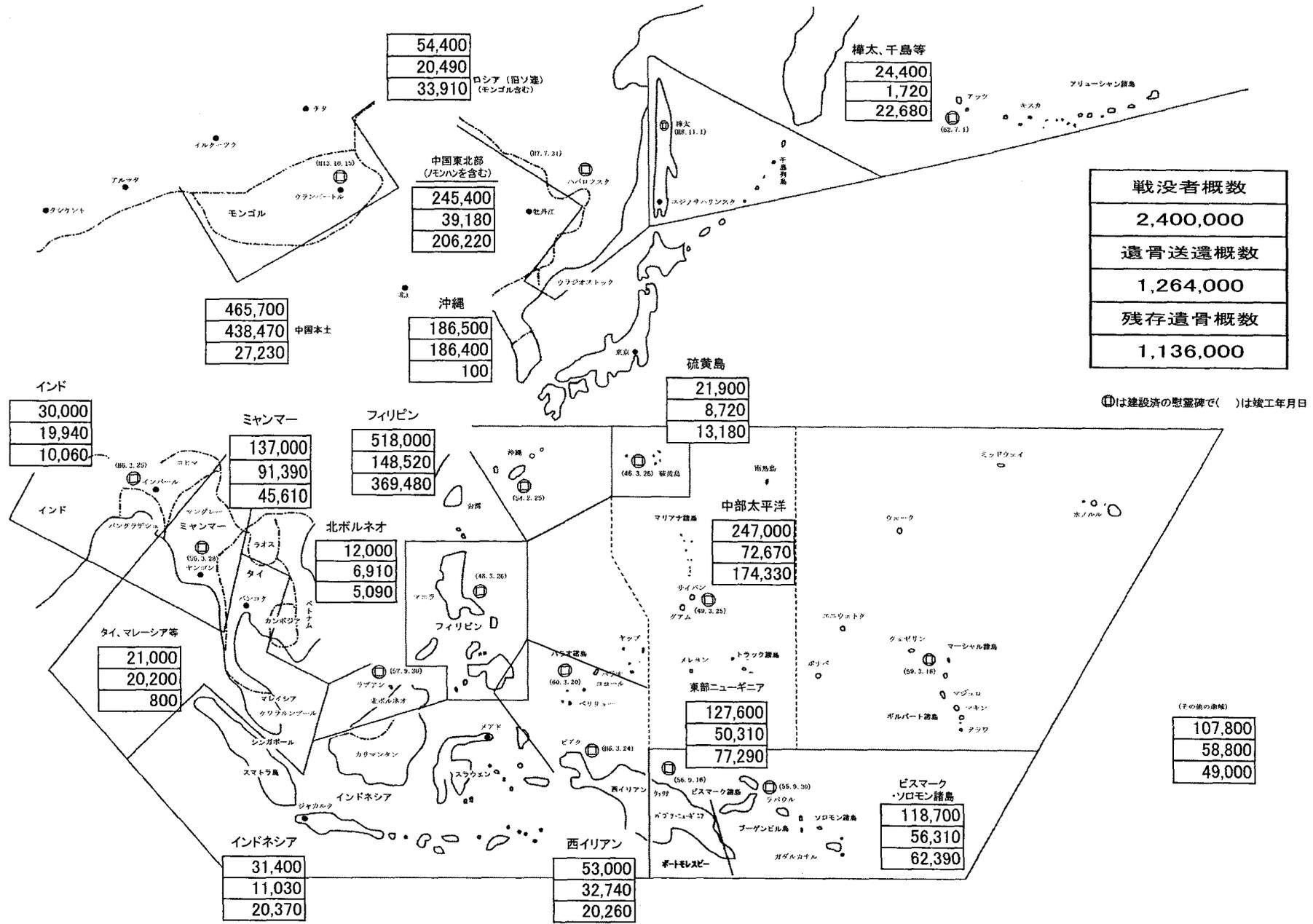
### (6) 指導台帳の整理

当該年度に実施した監査結果を整理する。

## 3 監査結果報告の提出

実地及び書面監査の結果について、翌年度5月末までに、所定の様式において厚生労働省へ報告を行う。

第1 地域別戦没者概見図(平成23年1月31日現在)



第12 平成22年度戦没者遺骨帰還、慰霊巡拝等実施状況

平成23年1月31日現在

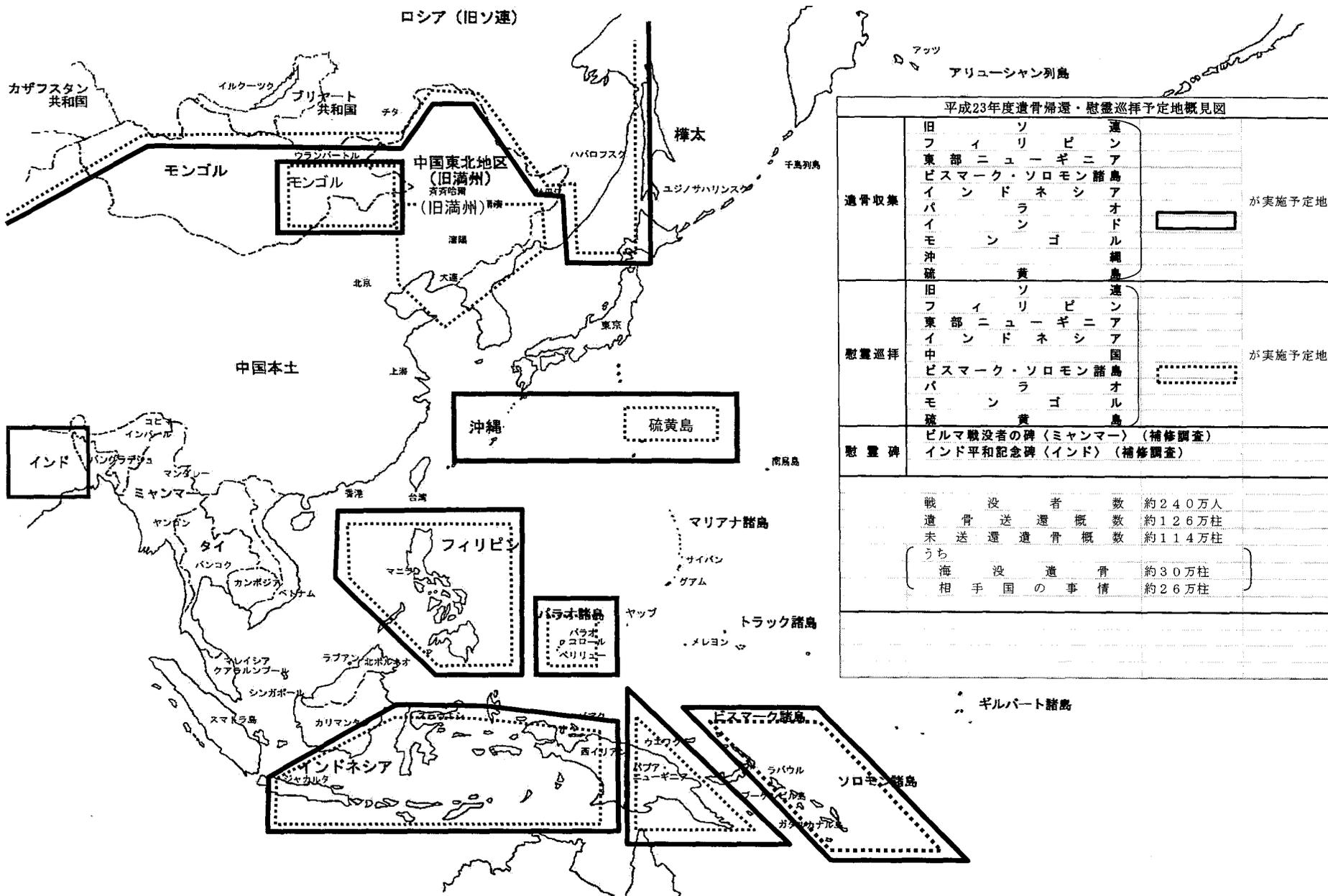
1 遺骨帰還等

地 域	実施期間	派 遣 人 員 (人)			遺骨送還 数(柱)	備 考
		政府職員等	民間協力者	計		
【旧ソ連地域】 沿海地方	H22.6.6～6.17	4	8	12	124	
	H22.8.29～9.16					
ザバイカル地方	H22.7.23～8.6	4	10	14	40	
ハバロフスク地方	H22.7.23～8.6	4	8	12	55	
	H22.8.12～8.30	2				
小 計		14	26	38	219	
【南方地域等】 PNGボマナ・アラウィー湾	H22.5.19～6.2	2	0	2	2	
フィリピン	H22.6.20～7.9	9	0	9	6,289	
	H22.8.18～8.25					
	H22.9.20～9.28					
硫黄島	H22.6.30～7.16	12	89	101	(341)	※未送還
	H22.10.6～10.22					
	H22.12.1～12.17					
サハリン州(樺太)	H22.7.24～7.29	3	0	3	4	
アメリカ東海岸	H22.8.25～9.1	2	0	2	3	
グアム	H22.8.29～9.3	2	0	2	8	
モンゴル(ノモンハン)	H22.8.22～9.6	2	5	7	14	
キリバス	H22.10.12～10.21	3	0	3	5	
パラオ	H22.11.8～11.12	2	0	2	11	
東部ニューギニア	H22.11.10～11.25	4	7	11	214	
小 計		41	101	142	6,550	
合 計		55	127	180	6,769	

2 慰霊巡拝

地 域	実施期間	派 遣 人 員 (人)			ほか、弾力的 運用による参 加者	備 考
		政府職員等	遺 族	計		
【旧ソ連地域】 イルクーツク州	H22.8.21～9.2	2	13	15		
ザバイカル地方	H22.8.29～9.10	2	21	23	2	
ハバロフスク地方	H22.9.5～9.17	2	14	16	2	
アムール州	H22.9.5～9.17	2	14	16		
小 計		8	62	70		
【南方地域等】 中国東北地区	H22.9.1～9.11	1	12	13	2	
インドネシア	H22.10.22～10.30	3	20	23	1	
硫黄島	H22.11.9～11.10	7	47	54		介助者1名
東部ニューギニア	H22.11.13～11.20	4	33	37	5	介助者1名
ミャンマー	H22.1.21～1.29	4	25	29	3	
マリアナ諸島	H22.1.22～1.29	2	29	31	3	
トラック諸島	H22.1.22～1.29	2	7	9	1	
小 計		23	173	196		
合 計		31	235	266		

第13 平成23年度遺骨帰還・慰霊巡拝等予定地域概見図



# 第14 都道府県別DNA鑑定結果

平成23年1月末日現在

県コード	都道府県名	申請数	判明者数	否定数	鑑定待者数	備考
1	北海道	84	39	39	6	
2	青森県	38	22	12	4	
3	岩手県	51	21	27	3	
4	宮城県	20	11	8	1	
5	秋田県	22	7	13	2	
6	山形県	35	12	23	0	
7	福島県	31	14	14	3	
8	茨城県	32	13	17	2	
9	栃木県	19	12	6	1	
10	群馬県	20	13	7	0	
11	埼玉県	78	40	36	2	
12	千葉県	78	35	36	7	
13	東京都	111	49	57	5	
14	神奈川県	75	25	46	4	
15	新潟県	34	12	19	3	
16	富山県	19	9	6	4	
17	石川県	12	7	4	1	
18	福井県	6	4	2	0	
19	山梨県	14	10	4	0	
20	長野県	39	19	17	3	
21	岐阜県	34	11	19	4	
22	静岡県	45	28	15	2	
23	愛知県	48	31	14	3	
24	三重県	23	13	8	2	
25	滋賀県	14	6	8	0	
26	京都府	23	10	11	2	
27	大阪府	59	37	20	2	
28	兵庫県	50	26	21	3	
29	奈良県	16	13	2	1	
30	和歌山県	19	14	4	1	
31	鳥取県	8	2	6	0	
32	島根県	25	13	6	6	
33	岡山県	34	17	16	1	
34	広島県	101	49	38	14	
35	山口県	31	23	8	0	
36	徳島県	9	4	4	1	
37	香川県	8	3	3	2	
38	愛媛県	22	12	9	1	
39	高知県	24	9	13	2	
40	福岡県	57	34	21	2	
41	佐賀県	7	3	4	0	
42	長崎県	12	6	6	0	
43	熊本県	21	12	7	2	
44	大分県	19	4	13	2	
45	宮崎県	21	15	4	2	
46	鹿児島県	35	22	13	0	
47	沖縄県	12	3	5	4	
99	日本国外	1	1	0	0	
計		1,596	795	691	110	

注:上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。(判明数も遺骨の伝達件数ではない。) 申請数は平成11~21年度帰還分に対して申請のあった件数である。

## 第15 戦没者遺骨の伝達実績（都道府県別過去5カ年）

平成23年1月末日現在

県コード	都道府県名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	合計
1	北海道	8	6	4	4	2	24
2	青森	9	1	2	1		13
3	岩手	8	6	3	1		18
4	宮城	4	1	1	3		9
5	秋田	2	1	2	1	1	7
6	山形	4	3	2	1		10
7	福島	6	1	1	1		9
8	茨城	2	4	2	1		9
9	栃木	3		1	2		6
10	群馬	3	4	4			11
11	埼玉	10	4	8	4	1	27
12	千葉	12	11	4	3		30
13	東京	11	15	11	6		43
14	神奈川	9	5	6	2		22
15	新潟	1		3	5		9
16	富山	1	2	1	3		7
17	石川	1	1	2	1	1	6
18	福井	1		3			4
19	山梨	5	2	1	1		9
20	長野	3	3	10	1		17
21	岐阜	1	3	2	2		8
22	静岡	6	5	10	4	1	26
23	愛知	4	8	1	5	2	20
24	三重	4	4	2			10
25	滋賀	3	1	1			5
26	京都	3		2	2	1	8
27	大阪	8	7	8	4	1	28
28	兵庫	8	4	3	2		17
29	奈良	6	2		2		10
30	和歌山	4	3	1	1	1	10
31	鳥取	1	1				2
32	島根	3	4	1	1	1	10
33	岡山	5		5	1		11
34	広島	7	17	14	3	4	45
35	山口	8	2	7			17
36	徳島	1	1			1	3
37	香川				1		1
38	愛媛	3		3	3	1	10
39	高知	4	1	3			8
40	福岡	10	8	4	2	2	26
41	佐賀	1	1	1			3
42	長崎		2	1	2		5
43	熊本	1	1	7			9
44	大分	1		2	2		5
45	宮崎		5	2	5	1	13
46	鹿児島	3	4	7	1	1	16
47	沖縄			1	2		3
99	日本国外				1		1
計		198	154	159	87	22	620

注：上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

## 第16 平成23年度における援護年金の額の改定

### I 障害年金の額（平成22年度と同額）

#### 1 基本年額

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成23年4月からの額	現行額	平成23年4月からの額
特別項症	第1項症の年金額に 4,006,100円 以内の額を加えた額	現行どおり	第1項症の年金額に 3,054,100円 以内の額を加えた額	現行どおり
第1項症	5,723,000円	現行どおり	4,363,000円	現行どおり
第2項症	4,769,000円		3,639,000円	
第3項症	3,927,000円		3,007,500円	
第4項症	3,108,000円		2,383,900円	
第5項症	2,514,000円		1,938,700円	
第6項症	2,033,000円		1,571,100円	
第1款症	1,853,000円	現行どおり	1,428,200円	現行どおり
第2款症	1,686,000円		1,299,800円	
第3款症	1,352,000円		1,045,100円	
第4款症	1,089,000円		844,600円	
第5款症	961,000円		743,000円	

#### 2 扶養加給

障害の程度	扶養親族	現行額	平成23年4月からの額
特別項症	配偶者	193,200円	現行どおり
	子、父、母、 孫、祖父、祖母	2人まで1人につき 72,000(※) 3人目から1人につき 36,000	現行どおり
第2款症	妻	193,200円	
第5款症			

※配偶者がいないときそのうち1人については132,000円

#### 3 特別加給

障害の程度	現行額	平成22年4月からの額
特別項症	270,000円	現行どおり
第1項症	210,000円	現行どおり
第2項症		

### II 障害一時金の額（平成22年度と同額）

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成23年4月からの額	現行額	平成23年4月からの額
第1款症	6,088,000円	現行どおり	4,640,900円	現行どおり
第2款症	5,050,000円		3,850,800円	
第3款症	4,332,000円		3,302,500円	
第4款症	3,559,000円		2,713,400円	
第5款症	2,855,000円		2,177,100円	

### III 遺族年金・遺族給与金の額（平成22年度と同額）

#### 1 先順位者・後順位者に係る額

区分	先順位者		後順位者	
	現行額	平成23年4月からの額	現行額	平成23年4月からの額
遺族年金・給与金	1,966,800円	現行どおり	72,000円	現行どおり
特例遺族年金・給与金	1,573,500円		56,400円	
平病死遺族年金・給与金				
障害者遺族特例年金・給与金 ・公務傷病第2款症以下	557,600円		-	
・勤務関連傷病第1款症以上 ・勤務関連傷病第2款症以下			456,400円	
特設年金・給与金 ・公務傷病併発死亡	456,400円	-		
・勤務関連傷病併発死亡	335,000円	-		

#### 2 他に公務扶助料受給者がある場合の遺族年金額

区分	現行額	平成23年4月からの額	備考
配偶者	193,200円	現行どおり	昭和28法律第181号附則第18項の規定による遺族年金額 …軍人の遺族(※)
配偶者以外の者	72,000円	現行どおり	

※(例)死亡した軍人の遺族年金を内縁の妻及び子が受けていた場合で、昭和28年の軍人恩給の復活により、子が公務扶助料へ移行したとき、引き続き援護法により遺族年金を受けることとなる内縁の妻。

第17 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第九回特別弔慰金)恩給等失権者リストに基づく  
請求受付状況

平成23年1月末現在

	個別案内送付件数の内訳				請求受付	
	公務扶助料失権者	援護年金失権者	旧令共済失権者	総計A	件数 (援護(国債)システム集計)	割合 (Aに対する割合)
北海道	831	156		987	651	66%
青森	462	73	1	536	388	72%
岩手	658	86	2	746	515	69%
宮城	750	138		888	581	65%
秋田	476	79	3	558	438	78%
山形	491	73		564	372	66%
福島	752	89		841	603	72%
茨城	992	139		1,131	828	73%
栃木	581	57		638	403	63%
群馬	513	68	1	582	399	69%
埼玉	1586	171	2	1,759	1,152	65%
千葉	1751	225	5	1,981	1,396	70%
東京	2283	353	2	2,638	1,682	64%
神奈川	1828	283		2,111	1,392	66%
新潟	1059	156		1,215	846	70%
富山	584	66		650	458	70%
石川	515	101	1	617	464	75%
福井	519	61	1	581	396	68%
山梨	344	26		370	244	66%
長野	798	94		892	565	63%
岐阜	870	105	2	977	725	74%
静岡	1393	251	2	1,646	1,189	72%
愛知	2209	321	30	2,560	1,841	72%
三重	1046	135	4	1,185	907	77%
滋賀	604	65	1	670	469	70%
京都	1073	153	4	1,230	844	69%
大阪	2494	429	12	2,935	2,010	68%
兵庫	1860	311	3	2,174	1,506	69%
奈良	657	60	2	719	507	71%
和歌山	711	113	1	825	621	75%
鳥取	393	44		437	297	68%
島根	647	85	1	733	496	68%
岡山	983	182	2	1,167	871	75%
広島	1487	552	24	2,063	1,437	70%
山口	877	173	13	1,063	711	67%
徳島	586	74		660	448	68%
香川	699	87	1	787	578	73%
愛媛	822	143	3	968	690	71%
高知	696	99	1	796	500	63%
福岡	1941	270	7	2,218	1,470	66%
佐賀	507	64		571	379	66%
長崎	660	229	1	890	619	70%
熊本	1145	143	4	1,292	863	67%
大分	659	105	3	767	530	69%
宮崎	782	122	1	905	590	65%
鹿児島	1153	216		1,369	877	64%
沖縄	1128	1,353	1	2,482	1,594	64%
総計	45,855	8,378	141	54,374	37,342	69%

※各都道府県における個別案内送付の件数は、別紙「対象者都道府県別区分けルール」のとおりです。

※公務扶助料失権者については、転給遺族の462件は対象外として除いた。

第18 戦没者の父母等に対する特別給付金(第二十四回特別給付金)請求書の処理状況調

平成23年1月末現在

都道府県等	受付件数 A	他県への 送付件数 B	請求書裁定 件数 C	処理済件数 D=(B+C)	未処理件数 A-D
1 北海道	0	0	0	0	0
2 青森	2	0	2	2	0
3 岩手	0	0	0	0	0
4 宮城	0	0	0	0	0
5 秋田	1	1	0	1	0
6 山形	0	0	0	0	0
7 福島	2	0	2	2	0
8 茨城	1	0	1	1	0
9 栃木	1	1	0	1	0
10 群馬	0	0	0	0	0
11 埼玉	1	0	1	1	0
12 千葉	1	1	0	1	0
13 東京	2	2	0	2	0
14 神奈川	0	0	0	0	0
15 新潟	1	0	1	1	0
16 富山	1	0	1	1	0
17 石川	1	0	1	1	0
18 福井	2	0	2	2	0
19 山梨	0	0	0	0	0
20 長野	3	0	3	3	0
21 岐阜	1	0	1	1	0
22 静岡	1	0	1	1	0
23 愛知	2	1	1	2	0
24 三重	2	0	2	2	0
25 滋賀	2	1	1	2	0
26 京都	4	2	2	4	0
27 大阪	1	1	0	1	0
28 兵庫	5	2	3	5	0
29 奈良	0	0	0	0	0
30 和歌山	1	0	1	1	0
31 鳥取	1	1	0	1	0
32 島根	7	1	6	7	0
33 岡山	3	0	3	3	0
34 広島	10	0	10	10	0
35 山口	4	1	3	4	0
36 徳島	1	0	1	1	0
37 香川	1	0	1	1	0
38 愛媛	0	0	0	0	0
39 高知	2	0	2	2	0
40 福岡	2	1	1	2	0
41 佐賀	3	1	2	3	0
42 長崎	3	1	2	3	0
43 熊本	7	1	6	7	0
44 大分	2	0	2	2	0
45 宮崎	0	0	0	0	0
46 鹿児島	1	0	1	1	0
47 沖縄	18	0	18	18	0
合計	103	19	84	103(※)	0

(※)処理済みの件数には、却下された3件を含む。

## 第19 都道府県別援護年金受給者数

平成22年12月末現在

都道府県名	障害年金	遺族年金	遺族給与金	合計
北海道	29	165	48	242
青森	5	121	19	145
岩手	19	161	21	201
宮城	22	219	37	278
秋田	3	85	9	97
山形	10	93	19	122
福島	22	132	38	192
茨城	17	131	42	190
栃木	13	87	19	119
群馬	10	98	14	122
埼玉	29	197	54	280
千葉	23	256	54	333
東京	84	396	112	592
神奈川	38	306	74	418
新潟	20	222	37	279
富山	10	78	8	96
石川	16	159	26	201
福井	12	112	16	140
山梨	7	41	19	67
長野	25	162	31	218
岐阜	16	178	39	233
静岡	41	295	63	399
愛知	69	360	159	588
三重	28	230	44	302
滋賀	9	110	20	139
京都	21	182	52	255
大阪	48	427	85	560
兵庫	45	384	71	500
奈良	8	115	29	152
和歌山	19	141	29	189
鳥取	7	93	18	118
島根	17	141	27	185
岡山	47	279	54	380
広島	204	438	287	929
山口	54	239	71	364
徳島	13	132	22	167
香川	19	151	23	193
愛媛	29	196	40	265
高知	25	233	21	279
福岡	47	363	90	500
佐賀	10	107	33	150
長崎	64	218	145	427
熊本	42	212	57	311
大分	22	160	30	212
宮崎	19	193	55	267
鹿児島	63	409	82	554
沖縄	517	491	1,544	2,552
外国居住	13	9	17	39
合計	1,930	9,707	3,904	15,541

## 第20 旧陸海軍関係恩給進達事務処理状況表

### (1) 厚生労働省から総務省に進達した件数

平成23年1月末現在

区分	平成20年度 迄累計	平成21年度	平成22年度 (平23.1末)	計
1. 加算改定	816,227	15	8	816,250
2. 一時恩給	696,019	349	191	696,559
3. 普通恩給	1,126,263	82	37	1,126,382
4. その他	3,157,301	153	115	3,157,569
計	5,795,810	599	351	5,796,760

※

「加算改定」とは、昭和48年改正、昭和50年改正及び昭和54年改正による加算年の金額計算への算入による改定を言う。

「一時恩給」とは、昭和46年改正、昭和49年改正及び昭和50年改正による一時恩給（一時扶助料を含む）を言う。

「普通恩給」とは、昭和36年改正による地域加算、昭和40年改正による抑留加算並びに昭和46年改正による職務加算及び戦地外戦務加算によって権利が発生した恩給（普通扶助料を含む）を言う。

「その他」とは、公務扶助料、傷病恩給、一時金及び傷病賜金で、上記以外の恩給を言う。

## (2)各都道府県から厚生労働省への進達件数(旧陸軍関係)

平成23年1月末現在

区分 県別	一時恩給 進達件数			その他 進達件数		
	20年度	21年度	22年度 (H23.1末)	20年度	21年度	22年度 (H23.1末)
	1 北海道	39	19	9	18	13
2 青森	6	4	3	2		4
3 岩手	9	4	3	2	1	1
4 宮城	11	7	8	8	3	4
5 秋田	3	5	5	4	2	2
6 山形	17	6	2	2	3	
7 福島	21	12	2	5	7	
8 茨城	12	7	2	3	2	3
9 栃木	2		4	3	2	1
10 群馬	9	6	3	3	1	2
11 埼玉	22	7	7		5	1
12 千葉	32	17	4	7	4	3
13 東京	74	46	27	24	15	8
14 神奈川	12	3	8	5	1	1
15 新潟	15	14	27	4	5	2
16 富山	11	5		3		1
17 石川	8	6		1	1	
18 福井	4	6	2	11	2	
19 山梨	14	7	9	5	5	
20 長野	14	5	2	11	7	4
21 岐阜	7	2		2	7	4
22 静岡	18	10	8	10	3	6
23 愛知	41	13	5	6	7	9
24 三重	13	3	1	4	1	2
25 滋賀	4	1	1	2	2	1
26 京都	5	3	5	1	3	1
27 大阪	18	19	9	12	7	6
28 兵庫	43	24	16	15	8	10
29 奈良	11	2	2	1		
30 和歌山	8	2	4	3	4	2
31 鳥取	4		1	3		
32 島根	3	1		3		
33 岡山	3	2	2	6	2	1
34 広島	24	6	5	5	2	1
35 山口	9	6	3	1	3	
36 徳島	6	3		1		
37 香川	4	3	3	5	5	2
38 愛媛	8	5	5	4	2	3
39 高知	11	9	3	3	2	1
40 福岡	34	12	4	10	10	2
41 佐賀	10	2	1	1		
42 長崎	12	1	3	1	4	1
43 熊本	13	10	6	7	3	1
44 大分	5	5	3	5	2	1
45 宮崎	2	2		2	3	
46 鹿児島	29	18	8	8		2
47 沖縄	3	2		1		1
合計	683	352	225	243	159	101
備考	1 本表は、各都道府県から厚生労働省へ進達された旧陸軍関係の数を表したものである。 2 一時恩給には一時扶助料及び一時金(遺族一時金)が含まれている。 3 その他には、加算改定、普通恩給、普通扶助料、傷病恩給、公務扶助料等が含まれている。					

## 第21 未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表

1 地域別内訳（平成23年1月末現在）

（単位：人）

身分 地域		軍人軍属		一般邦人	合計
		陸軍	海軍		
旧ソ連	旧ソ連(本土)	2		* 7	9
	樺太			* 39	39
中国		11		* 266	277
北朝鮮				43	43
その他南方等	ミャンマー(ビルマ)	1			1
	マリアナ諸島			1	1
	韓国			5	5
合計		14	0	361	375

（注）\*印は中国孤児等対策室が担当、それ以外は調査資料室

2 年次（最終消息）別内訳（平成23年1月末現在）

（単位：人）

地域	資料年次	昭和30年以前 に最終生存資料 のある者	昭和31年～平 成14年の間に 最終生存資料の ある者	平成15年以降 に最終生存資料 のある者	合計
	旧ソ連		8	40	
中国		210	63	4	277
北朝鮮		4	36	3	43
その他 (南方等)		7	0	0	7
合計		229	139	7	375

## 第22 旧ソ連抑留者登録カードによる抑留中死亡者特定数

平成23年1月31日現在

都道府県	特定数
北海道	64
青森県	22
岩手県	31
宮城県	20
秋田県	26
山形県	44
福島県	44
茨城県	42
栃木県	31
群馬県	34
埼玉県	36
千葉県	53
東京都	101
神奈川県	52
新潟県	48
富山県	27
石川県	11
福井県	12
山梨県	17
長野県	41
岐阜県	32
静岡県	46
愛知県	57
三重県	24
滋賀県	13
京都府	18
大阪府	54
兵庫県	40
奈良県	15
和歌山県	28
鳥取県	12
島根県	16
岡山県	25
広島県	61
山口県	58
徳島県	24
香川県	30
愛媛県	41
高知県	21
福岡県	54
佐賀県	28
長崎県	22
熊本県	46
大分県	28
宮崎県	19
鹿児島県	30
沖縄県	5
合計	1,603